令和６年度第１回大阪府環境審議会水質部会

令和６年７月２９日（月）

（午後３時０１分　開会）

【事務局（志知課長補佐）】　　それでは、定刻になりましたので、ただ今から、令和６年度第１回大阪府環境審議会水質部会を開催させていただきます。

　委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

　本日の司会を務めさせていただきます環境管理室環境保全課の志知でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

　開会にあたりまして、環境管理室長の中島より御挨拶申し上げます。

【事務局（中島室長）】　　本年４月から環境管理室長を務めております中島でございます。部会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

　委員の皆様方におかれましては、誠に御多忙のところ、また、連日の猛暑の中、御出席を賜りまして、ありがとうございます。また、日頃から大阪府政各般にわたりまして御指導、御協力を賜りまして、この場を借りまして厚くお礼申し上げます。

　さて、本日の部会でございますけれども、審議事項１件と報告事項１件、予定をさせていただいております。

　大阪府では、「豊かな大阪湾」の実現に向けまして、大阪湾沿岸を藻場などで取り囲む「大阪湾ＭＯＢＡリンク構想」を推進しております。この一環といたしまして、来年の大阪・関西万博の開催に合わせまして、会場周辺海域に藻場を創出し、万博の機会に大阪湾における取組を国内外に発信するため、今年度、民間事業者から提案を募り、万博会場周辺海域ブルーカーボン生態系創出事業を実施することといたしております。

　本年３月に開催をいたしました前回部会におきまして、その審査基準につきまして御審議いただいたところでございますが、その後、６月から７月の中旬にかけまして事業提案を公募いたしました結果、４事業者から応募がございました。本日の部会では、審議事項といたしまして、応募のありました事業者からプレゼンテーションを受け、それぞれ質疑と審査をお願いしたいと考えております。本日の審議を踏まえまして補助事業者を決定し、万博会場周辺海域の護岸における藻場創出に取り組んでいく所存でございます。

　あわせまして、報告事項といたしまして、水質汚濁防止法に基づく排水基準の改正を踏まえました大腸菌群数に係る排出基準の見直しにつきまして、御報告をさせていただく予定でございます。

　委員の皆様におかれましては、御忌憚のない御意見を賜りますように、よろしくお願いいたします。

　簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

【事務局（志知課長補佐）】　　まずはお手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。議事次第のほか、資料１関連といたしまして、１－１大阪府万博会場周辺海域ブルーカーボン生態系創出事業補助金公募要領、１－２同補助金交付要綱、１－３同補助金審査基準、１－４同補助金審査票、１－５同補助金企画提案書（４事業分）がございます。また、資料２といたしまして、大腸菌群数に係る排水基準の見直しについて、参考資料といたしまして、参考資料１大阪府環境審議会水質部会運営要領・委員名簿、参考資料２会議の公開・非公開について、参考資料３大阪府におけるブルーカーボン生態系の保全・再生・創出について、参考資料４大腸菌数の許容限度設定に関する検討資料、以上でございます。資料の不足等ございましたら、事務局までお申し付けください。

　続きまして、本部会の委員の皆様を御紹介させていただきます。

　委員名簿は参考資料１として配付をさせていただいております。

　これまで部会長を務めていただいておりました岸本委員が６月末をもって御退任されました。このため、大阪府環境審議会条例第６条第４項の規定に基づきまして、会長からの指名により、京都大学の藤原委員に水質部会長に御就任いただいておりますことを御報告させていただきます。

　それでは、参考資料１の委員名簿の順番に御紹介をさせていただきます。

　まず、部会長であります京都大学の藤原委員でございます。

【藤原部会長】　　京都大学の藤原と申します。今後ともよろしくお願いいたします。

【事務局（志知課長補佐）】　　ありがとうございます。

　続きまして、部会長代理であります京都大学の島田委員でございます。

【島田委員】　　島田でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（志知課長補佐）】　　ありがとうございます。

　続きまして、大阪公立大学の益田委員でございます。

【益田委員】　　益田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（志知課長補佐）】　　ありがとうございます。

　続きまして、国立研究開発法人水産研究・教育機構の堀委員でございます。

【堀委員】　　堀でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（志知課長補佐）】　　ありがとうございました。

　なお、本日、大阪大学の中谷委員におかれましては、御都合により御欠席となっております。

　本日の部会でございますが、５人中４人の委員に御出席をいただいており、本部会の運営要領第４の２の規定により会議が成立しておりますことを御報告いたします。

　また、本部会は、大阪府情報公開条例第３３条の規定に基づき公開とさせていただき、傍聴につきましてはユーチューブによるライブ配信を実施しておりますので、御承知おきください。

　ただし、議事（１）大阪府万博会場周辺海域ブルーカーボン生態系創出事業補助金に係る審査につきましては、前回の水質部会におきまして、参考資料２としてお配りしておりますとおり、プレゼンテーション審査の審議を公開いたしますと、事業者の提案に含まれる技術やノウハウ等の企業秘密が公になることで競争上の地位を害するほか、提案事業者から必要な情報を得ることができなくなり、適正に審査ができなくなるとして、大阪府情報公開条例第８条第１項第１号に該当することから、議事を非公開とする決定をいたしております。

　それでは、ここからの進行につきましては、藤原部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【藤原部会長】　　藤原でございます。それでは、着座して進めさせていただきます。

　審議が円滑に進むように努めますので、委員の皆様、何とぞよろしくお願い申し上げます。

　それでは、議事（１）大阪府万博会場周辺海域ブルーカーボン生態系創出事業補助金に係る審査についてです。

　事務局におかれましては、ユーチューブ配信の停止など、非公開に係る作業をお願いいたします。

（ユーチューブ配信を停止）

（ユーチューブ配信を再開）

【事務局（志知課長補佐）】　　そうしましたら、公開の手続が済みましたので、部会長のほうから引き続きお願いします。

【藤原部会長】　　それでは、続きまして、議事の（２）大腸菌群数に係る排水基準の見直しについてに移ります。

　それでは、事務局から説明をお願いできたらと思います。

【事務局（藤本主査）】　　事務局、大阪府環境保全課の藤本です。

　大腸菌群数に係る排水基準の見直しについて、資料２を用いて御説明をさせていただきます。

　大阪府では、水質汚濁防止法第３条第３項の規定による排水基準を定める条例（以下、上乗せ条例とします）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、生活環境保全条例とします）において、法が定める排水基準より厳しい排水基準を設定しておりまして、生活環境項目に係る排水基準についても定めております。

　令和４年４月に、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目の１つである大腸菌群数が大腸菌数に見直されました。

　大腸菌群数が大腸菌数に見直された経緯でございますが、そもそもふん便汚染の指標としては大腸菌数を採用されることが検討されておりましたが、環境基準設定当時の培養技術では大腸菌のみを簡便に検出する技術がなかったことから、比較的容易に測定できる大腸菌群数が指標として採用されました。

　しかし、大腸菌群数につきましては、資料２の図でお示ししますとおり、その測定値に図中でいいますと菌種Ｂ、Ｃのような、元来、土壌や水中を生息場所としているような菌種が含まれております。実際に水環境中において大腸菌群が多く検出されている場所においても大腸菌として検出されない場合がありまして、大腸菌群数がふん便汚染を的確に捉えられていない状況が見られることや、今日では簡便な大腸菌の培養技術が確立されていることから、大腸菌群数の環境基準については、より的確なふん便汚染を捉えることができる指標として、大腸菌数へ見直されました。

　これを踏まえまして、令和６年１月２５日に公布された省令によりまして、水質汚濁防止法に基づく排水基準として大腸菌群数が大腸菌数に改められるとともに、同項目に係る許容限度につきましても１立方センチメートル当たり３,０００個から１ミリリットル当たり８００ＣＦＵに改められておりまして、こちらの改正は令和７年４月１日に施行される予定となっています。

　今回、法に基づく排水基準が改正されたことを踏まえまして、大阪府としても上乗せ条例及び生活環境保全条例に基づく排水基準について同様の改正を行うべきであると考えられることから、所要の改正を行うに当たりまして、こちらの排水基準の見直しにつきまして本部会に御報告させていただきます。また、大阪府環境審議会への御報告につきましては、こちらの資料２をもって書面報告とさせていただく予定でございます。

　なお、今回の排水基準の見直しにつきましては、排水基準が環境基準の維持・達成等を目的に設定されるものであり、その規制項目については環境基準と同一に管理する必要があることから、水質汚濁防止法に基づく排水基準と同様の改正を行うものです。

　また、参考資料４として添付させていただいていますのが、令和５年１１月７日に開催されました環境省中央環境審議会第１１回水環境・土壌農薬部会にて、大腸菌数の許容限度に関して検討された資料でございます。

　時間の関係がありますので、この資料の中身を簡単に御説明させていただきますと、現在の排水基準である大腸菌群数３,０００個／ミリリットル相当の大腸菌数を求めるために、事業場の排水実態調査を環境省が実施しまして、排出水中の大腸菌群数に対する大腸菌数の存在比を導き出すことで大腸菌数の許容限度を検討されました。

　調査の結果、大腸菌群数が１ミリリットル中に１００から３,０００個存在する試料中の大腸菌群数の存在比は平均で０.２９５でありまして、現行の排水基準値であります大腸菌群数３,０００個／ミリリットルに相当する大腸菌数を算定しますと８８５ＣＦＵ／ミリリットルとなりまして、こちらを切り下げて８００ＣＦＵとすることが適当であると整理をされています。

　また資料２に戻りまして、以上のことから、今回の条例改正の内容としましては法の改正内容と同じでございまして、ふん便汚染の指標として定められた項目の見直しであり、許容限度としましても、従前の大腸菌群数のもの相当の大腸菌数の値を求めて設定されたものであることから、新たな項目を定めたり規制を強化したりするものではありません。

　では、続きまして、２ページ目に入りまして、項目１にお示ししますとおり、これまでの生活環境項目に係る排水基準の設定について、大阪府の基本的な考えをお示ししてございます。

　水質汚濁防止法においては、日平均排水量が５０立方メートル以上の特定事業場に対して、生活環境項目に係る排水基準を適用しているところ、大阪府では、上乗せ条例に基づきまして、日平均排水量が３０立方メートル以上である特定事業場に対して、法と同じ排水基準を裾下げして適用しています。また、法で定める特定事業場以外につきましても、生活環境保全条例で定める届出事業場に対して、同条例において特定事業場と同じ排水基準を適用してございます。

　これらの基本的考え方を踏まえまして、項目２の大腸菌群数に係る排水基準の見直しとしましては、こちらの表に示しますとおり、太枠でお示しする上乗せ条例と生活環境保全条例の排水基準につきましては、一番左にお示しする法と同じ排水基準に改正することが適当であると考えてございます。

　また、３番目の排水基準の適用開始日でございますが、上乗せ条例及び生活環境保全条例に基づく大腸菌群数に係る見直し後の排水基準につきましては、条例・規則の所要の改正を行った上で、水質汚濁防止法に基づく排水基準の改正の施行期日であります令和７年４月１日に合わせて適用する予定でございます。

　最後に、参考として付けてございますのが、大腸菌群数に係る排水基準が適用される府内の主な特定事業場数をお示ししてございます。こちらの対象となる事業場は、先ほどお示しした参考資料４に実態調査の対象となる事業場に加えまして、同じくふん便汚染のおそれがある病院を追加して集計した表になっております。また、それぞれ特定施設ごとに法律で排水基準が適用されるものと、上乗せ条例の規定によって排水基準が適用されるものと分けて集計してございます。

　今回の条例の見直しの対象となる事業場は右の太枠でお示しした部分になりまして、業種や施設を一部指定して集計しても１００以上の事業場が該当することから、改正の周知期間が一定必要であると考えられますので、来年４月１日の施行に向けて速やかに条例・規則の改正手続を進めていく予定でございます。

　駆け足ではございましたが、資料２の説明は以上でございます。

【藤原部会長】　　ありがとうございました。

　ただいまの事務局の説明に対しまして、委員の皆様、何かございますでしょうか。

　なお、事前に事務局から本日欠席の中谷委員に伺ったところ、特に御意見はなかったということです。

　委員の皆様、よろしいですか。

　そうしましたら、特に御意見ないようですので、事務局のほうからその他何かございますでしょうか。

【事務局（志知課長補佐）】　　ありがとうございました。

　次回の部会についてでございますが、令和７年１月頃に、令和７年度の公共用水域の水質測定計画等について御審議いただくことを予定しております。改めて日程調整させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

　以上でございます。

【藤原部会長】　　ありがとうございます。

　そうしましたら、ほかにはないようですので、本日の議事はこれで終了させていただきます。委員の皆様には円滑な審議に御協力いただきまして、ありがとうございました。

　それでは、進行を事務局にお返しします。

【事務局（志知課長補佐）】　　長時間の御審議ありがとうございました。

　これをもちまして、令和６年度第１回の水質部会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

（午後５時３９分　閉会）